

契 約 書

契約番号 第 号

件 名	大阪市総合コールセンター外 27 施設で使用する IP 電話による通信役務 提供 長期継続
契 約 単 価	別紙のとおり
うち取引にかかる消費税 及び地方消費税の額	
予 定 数 量	
契 約 期 間	令和 7 年 12 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで
履 行 場 所	本市指定場所 外 27 か所
契 約 保 証 金	
そ の 他	

上記通信役務の提供について、発注者と受注者とは上記事項及び裏面記載の各条項により、契約を締結するものとし、この契約を証するため本書 2 通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発 注 者 大阪市契約担当者 大阪市政策企画室長 西村 謙三 印

受 注 者 住所又は事務所所在地
商 号 又 は 名 称
氏名又は代表者氏名 印

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書（別冊の図面、仕様書、特記仕様書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする I P 電話による通信役務の提供を受ける契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の I P 電話による通信役務の提供（以下「通信役務の提供」という。）を契約書記載の契約期間（以下「契約期間」という。）に行い、発注者は、その通信役務の提供にかかる初期費用、月額固定費及び通話料金（以下「回線料」という。）を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する通信役務の提供を受けるため、通信役務の提供に関する指示を受注者又は第 22 条に定める受注者の通信役務提供責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の通信役務提供責任者は当該指示に従い通信役務の提供を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との間で協議がある場合を除き、通信役務の提供をするために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。
- 11 この契約によって提供される通信役務の提供で利用する通信役務は、受注者が通信役務に規定する契約約款に準じて利用することとするが、この契約の各条項及び仕様書に記載する事項は、受注者が通信役務に規定する契約約款に優先して適用されるものとする。
- 12 受注者が通信役務に規定する契約約款に変更のある場合には、変更の都度、速やかに発注者あて通知するものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

- 第2条 この契約書に定める催告、指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7 日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(法令上の責任等)

第3条 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令（社会保険・労働保険に関する法令を含む。）の規定を守り、善良な管理者の注意をもって通信役務の提供を行わなければならない。

(事故等の報告義務)

第4条 受注者は、本件通信役務の提供の遂行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を発注者に報告し、速やかに応急処置を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びにその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。

2 前項の事故が、個人情報及び通信役務の提供に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）の漏えい、滅失、き損等の場合には、受注者は、通信役務の提供を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。通信役務の提供の中止の期間は、発注者が指示するまでとする。

3 第1項の事故により、以降の事務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、受注者は、速やかに問題を解決し、事務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

(業務工程表の提出)

第4条の2 受注者は、第40条の規定により工事を実施しようとするときは、当該工事に係る業務工程表（以下「業務工程表」という。）を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと認めた場合はこの限りでない。

2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務工程表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

3 業務工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(個人情報等の保護に関する受注者の責務)

第5条 受注者は、この契約の履行にあたって個人情報等を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和5年大阪市条例第6号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の通信役務の提供の従事者その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報等の管理義務)

第6条 受注者は、発注者から提供された資料等、貸与品等及び通信役務の提供のために受注者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体。以下「記録媒体等」という。）

上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、管理責任者を定めるとともに、台帳等を設け管理状況を記録する等適正に管理しなければならない。

- 2 受注者は、前項の記録媒体等を、施錠できる保管庫又は施錠及び入退館管理の可能な保管室に格納する等適正に管理しなければならない。
- 3 受注者は、第1項の記録媒体等について、速やかに廃棄、消去又は返却等するものとする。ただし、廃棄又は消去する際は、発注者の承認又は立会いを得て実施することとし、廃棄又は消去が完了した際には、その旨を書面により発注者に報告するなど、適切な対応をとらなければならない。
- 4 受注者は、定期的に発注者からの要求に応じて、第1項の管理記録を発注者に提出しなければならない。
- 5 第1項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、改善を求めるとともに、発注者が受注者の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで通信役務の提供を中止させることができる。

(目的外使用の禁止)

第7条 受注者は、通信役務の提供を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(外部持出しの禁止)

第8条 受注者は、発注者が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

(複写複製の禁止)

第9条 受注者は、通信役務の提供を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、発注者より書面による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第6条を準用する。

(個人情報等の保護状況に関する検査の実施)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

- 2 受注者は、発注者の立入検査の実施に協力しなければならない。
- 3 第1項の立入検査の結果、受注者の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、発注者は受注者に対し、その改善を求めるとともに、受注者が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、通信役務の提供を中止させることができる。

(個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)

第11条 発注者は、受注者がこの契約に基づく通信役務の提供に関し、個人情報保護法第66条第2項において準用する同条第1項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく受注者の通信役務の提供に従事している者が同法第67条に違反していると認めるときは、受注者に対して、行為の是正その

他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

- 2 発注者は、通信役務の提供に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第 12 条 受注者及び受注者の役職員は、通信役務の提供に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成 18 年大阪市条例第 16 号。以下「コンプライアンス条例」という。)第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 13 条 受注者は、当該通信役務の提供について、コンプライアンス条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(政策企画室秘書部秘書課総務担当)へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(政策企画室秘書部秘書課総務担当)へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第 14 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取り扱い)

第 15 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(契約の保証)

第 16 条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 2 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付

- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

- 2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額(第 4 項において「保証の額」という。)は、一般競争入札においては契約期間分の回線料を 3 で除した額の 10 分の 1 以上、指名競争入札、随意契約においては契約期間分の回線料を 3 で除した額の 100 分の 5 以上としなければならない。

- 3 第 1 項の規定により、受注者が同項第 2 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 回線料の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の契約期間分の回線料

を3で除した額の10分の1、指名競争入札、随意契約においては変更後の契約期間分の回線料を3で除した額の100分の5に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

- 5 第1項の規定にかかわらず、発注者がその必要がないと認められたときは、受注者は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。
- 6 第1項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって、この契約に基づき受注者が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(権利義務の譲渡等)

第17条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、通信役務の提供を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第18条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受注者は、発注者の承諾なく、通信役務の提供を行う上で得られた仕様書等（通信役務の提供を行う上で得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。
- 3 受注者は、自己の業務従事者その他関係人について、前2項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 4 前3項の規定は、この契約が終了した後においても、同様とする。

(再委託の制限)

第19条 受注者は、通信役務の提供等の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を再委託（通信役務の提供等を発注者以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）してはならない。

- 2 受注者は、通信役務の提供等の一部（発注者が仕様書において指定した軽微な部分を除く。）を再委託しようとする場合は、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。当該承諾に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 受注者は、前項の規定により通信役務の提供を再委託する場合は、受注者の責任をもって、当該再委託先に対し、第5条から第11条までの各条の規定と同様の責務、情報管理義務及び秘密保持義務を負わせるとともに、その他本契約において規定されている必要な事項を遵守させなければならない。
- 4 前3項の規定が遵守されていないと認められる場合、発注者は受注者に対し、再委託及び作業を中止させることができる。
- 5 受注者は、再委託先の再委託に係る通信役務の提供等の実施について、受注者自らその再委託に係る通信役務の提供等を行う場合と同様の責任を負うものとする。

- 6 発注者は、受注者に対して、再委託先事業者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（再々委託等の制限）

- 第 19 条の 2 受注者は、前条第 2 項の規定により再委託した通信役務の提供等の全部を一括して、再々委託等（通信役務の提供等を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という。）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託することをいい、委任、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）させてはならない。
- 2 受注者は、通信役務の提供等の一部（発注者が仕様書において指定した軽微な部分を除く。）を再々委託等させようとする場合は、あらかじめ、再々委託等させる業務の履行体制等について書面により発注者の確認を受けなければならない。当該確認に係る書面の記載事項を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 受注者は、前項の規定により通信役務の提供を再々委託する場合は、受注者の責任をもって、当該再々委託先に対し、第 5 条から第 11 条までの各条の規定と同様の責務、情報管理義務及び秘密保持義務を負わせるとともに、その他本契約において規定されている必要な事項を遵守させなければならない。
- 4 前 3 項の規定が遵守されていないと認められる場合、発注者は受注者に対し、再々委託及び作業を中止させることができる。
- 5 受注者は、再々委託等先事業者の再々委託等に係る業務の実施について、受注者自らその再々委託等に係る業務を行う場合と同様の責任を負うものとする。

（特許権等の使用）

- 第 20 条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（監督職員）

- 第 21 条 発注者は、監督職員を定めたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
- 2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、仕様書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
- (1) 発注者の意図する通信役務の提供を行わせるための受注者又は受注者の通信役務提供責任者に対する通信役務の提供に関する指示
- (2) この契約書及び仕様書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
- (3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の通信役務提供責任者との協議

(4) 通信役務提供のための工事の進捗の確認、仕様書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める書面の提出は、仕様書に定めるものを除き、監督職員を経由して行うものとする。この場合においては、監督職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(通信役務提供責任者)

第22条 受注者は、通信役務の提供の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する通信役務提供責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。通信役務提供責任者を変更したときも、同様とする。

2 通信役務提供責任者は、この契約の履行に関し、通信役務の提供の管理及び統轄を行うほか、回線料の変更、契約期間の変更、回線料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 受注者は、前項の規定に関わらず、自己の有する権限のうちこれを通信役務提供責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

(通信役務提供責任者等に対する措置請求)

第23条 発注者は、通信役務提供責任者、受注者の使用人又は再委託先等がその通信役務の提供を実施するにつき著しく不適当と認められる場合は、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(履行報告)

第24条 受注者は、仕様書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第25条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する図面その他通信役務の提供に必要な物品等（以下「貸

与品等」という。)の品名、数量、品質、規格、又は性能、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

- 2 受注者は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、仕様書に定めるところにより、通信役務の提供の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

第26条 削除

(条件変更等)

第27条 受注者は、通信役務の提供の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 仕様書及びこれらに係る質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合は除く。）
 - (2) 仕様書に誤謬又は脱漏があること
 - (3) 仕様書の表示が明確でないこと
 - (4) 履行上の制約等仕様書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
 - (5) 仕様書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により仕様書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは回線料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第28条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、仕様書又は通信役務の提供に関する指示（以下本条及び第30条において「仕様書等」という。）の変更内容を受注者に通

知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認めるときは契約期間若しくは回線料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(通信役務の提供の中止)

第 29 条 発注者は、必要があると認めるときは、通信役務の提供の中止内容を受注者に通知して、通信役務の提供の全部又は一部を一時中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により通信役務の提供を一時中止した場合において、必要があると認められるときは通信役務の提供を契約期間若しくは回線料を変更し、又は受注者が通信役務の提供の続行に備え一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(通信役務の提供に係る受注者の提案)

第 30 条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知するものとする。
- 3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、契約期間又は回線料を変更しなければならない。

第 31 条 削除

(発注者の請求による通信役務提供の短縮等)

第 32 条 発注者は、特別の理由により通信役務の提供を短縮する必要があるときは、通信役務の提供の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により通信役務の提供の延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる通信役務の提供に満たない期間への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前 2 項の場合において、必要があると認められるときは、回線料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(通信役務の提供のための期間の変更方法)

第 33 条 通信役務の提供のための期間の変更については、発注者と受注者とで協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が通信役務の提供の期間の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(回線料等の変更方法等)

第 34 条 回線料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が回線料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(一般的損害)

第 35 条 第 40 条の規定による工事及び契約期間中に、通信役務の提供に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。）については、受注者が通信役務に規定する契約約款の範囲内で、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 36 条 第 40 条の規定による工事及び契約期間中に第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定に関わらず、同項の規定する賠償額（仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前 2 項の場合その他業務の実施に伴い第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決にあたるものとする。

(不可抗力による損害)

第 36 条の 2 第 40 条の規定による工事及び契約期間中に、天災等（仕様書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で、発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、仮設物又は作業現場に搬入済みの器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び仕様書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（仮設物又は作業現場に搬入済みの器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち、契約期間分の回線料の100分の1を超える額を負担しなければならない。
- 5 損害の額は、損害を受けた仮設物又は器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。
- 6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「契約期間分の回線料の100分の1を超える額」とあるのは「契約期間分の回線料の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（回線料の変更に代える仕様書の変更）

第37条 発注者は、第20条、第27条から第30条まで、第32条、第35条の規定により回線料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、回線料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書を変更することができる。この場合において、仕様書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が前項の回線料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（通信役務の提供の申込み）

第38条 受注者は、本契約に基づいて通信役務の提供を開始する、又は廃止するための申込書（様式）を作成し、申込書（様式）には次項の内容を明記することとする。

- 2 前項に基づいて作成される申込書（様式）を利用して通信役務の提供を開始する、又は廃止する場合には、受注者が提供する通信役務に規定した契約約款に優先して、本契約の各条項、回線料、及び仕様書に記載する事項が適用されることとする。
- 3 第1項に基づいて作成される申込書（様式）に、発注者が必要事項を記載し、受注者に通信役務の提供の利用を申込みこととする。
- 4 施設の廃止等により、通信役務の提供が不要となった場合は、第1項に基づいて作成される申込書（様式）にて、発注者が必要事項を記載し、受注者に通信役務の提供の廃止を申込みこととする。

(違約金の支払い)

第 39 条 発注者は、通信役務を各施設において最低 1 年以上利用することとし、1 年に満たない期間で通信役務の提供が不要となった施設がある場合には、違約金として、受注者は、1 年に達するまでの残りの期間に月額固定費を乗じた額及び 1 年に達するまでの残りの期間にかかる想定通信量に通話料金の単価を乗じた金額を発注者に請求することができる。この場合において、1 ヶ月に満たない月があるとき、当月の金額は日割り計算によって算出した額とする。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に違約金を支払わなければならない。
- 3 発注者の責めに帰す理由により違約金の支払いが遅延した時、受注者は、発注者に対して、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(工事)

第 40 条 受注者は、令和 8 年 2 月 28 日までに、発注者の指定する設置場所に発注者が通信役務の提供を受けるために必要な機器等の設備（以下「回線」という。）を据え付け、正常な状態で使用できるようにしなければならない。

(月額固定費・通話料金に該当する通信役務の検査及び引渡し)

第 41 条 受注者は月額固定費・通話料金に該当する通信役務の提供を履行したときは、その都度その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に仕様書に定めるところにより、通信役務の提供の履行を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、第 2 項の検査によって通信役務の提供の履行を確認したのち、発注者が履行報告書の引渡しを申し出たときには、直ちに履行報告書の引渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該履行報告書の引渡しを月額固定費・通話料金の支払の完了と同時にを行うことを請求できる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、通信役務の提供が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を通信役務の提供の履行とみなして前 4 項の規定を準用する。

(工事の検査及び引渡し)

第 41 条の 2 受注者は、第 40 条の規定による工事を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は検査職員は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 10 日以内に受注者の立会いの上、仕様書に定めるところにより、第 40 条の規定による工事の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。ただし、受注者の立会いに

ついて、検査職員がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 3 受注者は、前項ただし書の場合を除き、同項本文の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 発注者は、第2項の検査によって第40条の規定による工事の完了を確認した後、受注者が完了報告書の引渡しを申し出たときは、直ちに当該完了報告書の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該完了報告書の引渡しを初期費用の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、第40条の規定による工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、履行の完了を第40条の規定による工事の完了とみなして前5項の規定を準用する。

(支払い)

- 第42条 受注者は、第41条第2項の検査に合格したときは、初期費用を除いた回線料の支払いを1ヶ月単位で発注者に請求することができる。また、受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、回線料のうち初期費用の支払いを請求することができる。
- 2 当該通信役務の提供を使用する期間が1ヶ月に満たない場合の月額、契約単価の月額回線料に当該通信役務の提供を使用した日数につき日割り計算によって算定した額とする。
 - 3 発注者は、前2項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に回線料を支払わなければならない。
 - 4 発注者が、その責めに帰すべき事由により第41条第2項及び前条第2項の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第43条 削除

(債務不履行に対する受注者の責任)

- 第44条 受注者は、通信役務の提供について、この契約に定められたとおり履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく発注者に報告しなければならない。
- 2 前項の報告を受けた場合、又は受注者がこの契約に違反したことが明らかになった場合、その効果がこの契約に定められているもののほか、発注者は、受注者に対して相当の期間を定めてその履行の追完を請求し、若しくは履行の追完とともに損害の賠償を請求し、又はその履行の追完に代えて損害の賠償を請求することができる。ただし、債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、発注者は、損害の賠償を請求することができない。
 - 3 前項の規定は、第47条第1項及び第2項に定める解除権の行使を妨げない。
 - 4 第2項において受注者が負うべき責任は、第41条第2項及び第41条の2第2項の規定による検査

に合格したことをもって免れるものではない。

(通信役務の提供開始遅延の場合における損害金等)

第 45 条 受注者の責めに帰すべき事由により契約当初申込み分の通信役務の提供を令和 8 年 3 月 1 日までに開始することができない場合において、発注者は、延滞違約金の支払いを受注者に請求することができる。受注者の責めに帰すべき事由により契約当初申込み分の通信役務の提供を令和 8 年 3 月 1 日までに開始することができない場合において、令和 8 年 3 月 1 日より後に開始する見込みがあると認めるときは、発注者は、受注者から延滞違約金を徴収して通信役務の提供の開始日を延期することができる。

2 前項の延滞違約金の額は、初期費用（ただし、初期費用の変更があった場合には、変更後の初期費用。）につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。なお、初期費用の変更があった場合には変更契約書に定める額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 41 条の 2 第 5 号又は第 42 条第 1 項の初期費用の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第 46 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、発注者に対し、損害賠償金として、契約期間分の回線料の 100 分の 20 に相当する額を、発注者の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 受注者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令、独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（同法第 7 条の 9 第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。))を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。))。
- (2) この契約について、確定した排除措置命令等（受注者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令等において、受注者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
- (4) 受注者又は受注者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、受注者がこの契約について行った独占禁止法第 3 条若しくは第 8 条第 1 号の

規定に違反する行為又は受注者若しくは受注者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第 96 条の 6 に規定する行為により発注者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、発注者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

- 3 第 1 項の規定により受注者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の回線料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払の日における民事法定利率(民法第 404 条第 3 項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。

(発注者の解除権)

第 47 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- (2) 第 40 条の規定による工事を完了しないとき、又は完了する見込みが明らかでないときと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく第 44 条第 2 項に定める追完がなされないとき。
- (4) この契約の履行にあたり発注者の指示に従わないとき又は発注者の職務の執行を妨げたとき。
- (5) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。
- (6) 前各号のほかこの契約に違反したとき。

2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- (1) 第 17 条の規定に違反し、発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受注者の債務の全部が履行不能であるとき。
- (3) 受注者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や発注者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が前項の催告をしても、受注者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受注者が第 51 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。
- (9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
- (10) 発注者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

(11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

3 前各項各号に掲げる事項が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、契約の解除をすることができない。

(暴力団排除に伴う契約の解除)

第 47 条の 2 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

- (1) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
- (2) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 7 号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、受注者に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、受注者が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第 47 条の 3 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は、一般競争入札においては契約期間分の回線料（回線料の変更があった場合には、変更後の回線料。）を 3 で除した額の 10 分の 1、指名競争入札、随意契約においては契約期間分の回線料（回線料の変更があった場合には、変更後の回線料。）を 3 で除した額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 47 条の規定によりこの契約が解除された場合（受注者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受注者は、契約期間分の回線料の 100 分の 20 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約解除に伴う損害賠償金)

第 47 条の 4 前条第 1 項又は第 3 項に規定する場合（前条第 2 項によりみなされた場合を含む。）において、発注者に生じた実際の損害額が、前条第 1 項又は第 3 項に規定する違約金の額を超える場合には、受注者は超過額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(誓約書の提出)

第 48 条 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りではない。

(通信役務の提供が完了する前の発注者の任意解除権)

第 49 条 発注者は、通信役務の提供が完了するまでの間、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(長期継続契約における契約の解除)

第 50 条 翌年度以降において所要の予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、発注者は当該契約を解除することができる。

- 2 前項の規定による契約解除を行う場合は、本契約に基づいて作成させる申込書（廃止）にて発注者が受注者に通信役務の提供の廃止を申し込むこととし、この場合に受注者は第 39 条の違約金の請求は行えないこととする。
- 3 第 1 項の規定により契約を解除した場合は、受注者は自己の責任において、速やかに構成機器等を撤去するものとする。
- 4 発注者は、第 1 項の規定により契約が解除された場合において、発注者が既に通信役務の提供を受けている場合は、当該通信役務の提供を受けた期間のうち未払い期間にあたる回線料を受注者に支払わなければならない。

(受注者の解除権)

第 51 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。ただし、受注者の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第 28 条の規定により仕様書等を変更したため契約期間分の回線料が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 29 条の規定による通信役務の提供の中止期間が契約期間の 10 分の 5（契約期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が通信役務の提供の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の通信役務の提供が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - (3) 発注者が契約に違反して、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が発注者の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除の効果)

第 52 条 この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。ただし、契約が解除された場合において、発注者が既に通信役務の提供を受けている場合は、当該通信役務の提供を受けた期間のうち未払い期間にあたる回線料を受注者に支払わなければならない。

(解除に伴う措置)

第 53 条 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

2 受注者は、この契約が解除された場合において、器具、仮設物その他の物件（再委託先等が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

3 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下本項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

(1) 器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等は受注者が負担する。

4 第 2 項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等を負担しなければならない。

5 第 1 項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第 47 条、第 47 条の 2 又は第 47 条の 3 の規定によるときは発注者が定め、第 49 条、第 50 条又は第 51 条の規定によるときは受注者が発注者に意見を聴いて定めるものとし、第 1 項後段及び第 2 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(賠償金等の徴収)

第 54 条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期限を経過した日から回線料支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき回線料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(所有権の表示)

第 55 条 受注者は、受注者の構成機器に所有権の表示を行うものとする。

(通信役務の点検)

第 56 条 受注者は、発注者の承認を得て、受注者の構成機器設置場所に立ち入ることができる。この場合において、受注者は必ずその身分を証明する証票を呈示する等発注者の指示に従わなければならない。

(通信役務の保守)

第 57 条 受注者は、回線を常時正常な状態で使用できるよう、仕様書に基づいて保守を行うものとする。

2 受注者は、発注者から回線の修理の要請があったときは、直ちに修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。

3 通信役務の提供の故障が、発注者の故意又は重大な過失による場合の修理に要した費用は、発注者が負担する。

(装置等の撤去)

第 58 条 契約解除、廃止の申し込み又は契約期間満了による通信役務の提供を停止したときは、受注者は自己の責任において、速やかに構成機器等を撤去するものとする。

第 59 条 削除

(補則)

第 60 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

(1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の秘書部秘書課（連絡先：06-6208-7231）に報告しなければならない。

契 約 単 価 表

		内 容	数量	単位	月数	単価 (円) (税抜き)	税抜合計額 (円)	備考
大阪市総合 コールセン ター	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	1	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	638,884	1回/ 通話時間3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間3分	—			
		携帯電話通信	749	1回/ 通話時間1分	—			
		I P電話通信	392	1回/ 通話時間3分	—			
大阪役所 本庁舎	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	7	1回/ 通話時間3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間1分	—			
		I P電話通信	0	1回/ 通話時間3分	—			
北区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	0	1回/ 通話時間3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間1分	—			
		I P電話通信	0	1回/ 通話時間3分	—			
都島区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	7	1回/ 通話時間3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間1分	—			
		I P電話通信	0	1回/ 通話時間3分	—			
福島区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	0	1回/ 通話時間3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間1分	—			
		I P電話通信	0	1回/ 通話時間3分	—			
此花区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	0	1回/ 通話時間3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間1分	—			
		I P電話通信	0	1回/ 通話時間3分	—			

契 約 単 価 表

		内 容	数量	単位	月数	単価 (円) (税抜き)	税抜合計額 (円)	備考
中央区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	994	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
西区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
港区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	7	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
大正区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	2	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
天王寺区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	27	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
浪速区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	583	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			

契 約 単 価 表

		内 容	数量	単位	月数	単価 (円) (税抜き)	税抜合計額 (円)	備考
西淀川区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	423	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	56	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	3,701	1回/ 通話時間 3分	—			
淀川区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
東淀川区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	5	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
東成区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	2	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
生野区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	5	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
旭区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	14	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			

契 約 単 価 表

		内 容	数量	単位	月数	単価 (円) (税抜き)	税抜合計額 (円)	備考
城東区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	5	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
鶴見区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	16	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
阿倍野区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	31	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
住之江区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
住吉区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	47	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
東住吉区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			

契約単価表

		内 容	数量	単位	月数	単価 (円) (税抜き)	税抜合計額 (円)	備考
平野区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
西成区役所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	69	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
東淀川区役所 出張所	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	0	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	2	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	0	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
住之江区役所 保健福祉セン ター分館	初期費用	回線工事費	1	式	—			
		機器工事費	1	式	—			
		P B X設定費	1	式	—			
	月額固定費	回線に係る基本費	1	式	43			
		電話番号使用料	10	番 号	43			
		機器使用料	1	式	43			
	通話料金	府内通信	29,443	1回/ 通話時間 3分	—			
		府外通信	0	1回/ 通話時間 3分	—			
		携帯電話通信	43,779	1回/ 通話時間 1分	—			
		I P 電話通信	447	1回/ 通話時間 3分	—			

税抜総合計金額 (円)	
-------------	--